

## 鹿 児 島 県 公 報

平成24年 7 月 31 日（火）第2825号



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）  
定 価 送 料 共 1 箇 月 2, 650 円

## 目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

## 告 示

- |                               |              |   |
|-------------------------------|--------------|---|
| ○保安林の指定                       | （森づくり推進課取扱い） | 1 |
| ○生活保護法等に基づく医療機関等の指定（3件）       | （社会福祉課取扱い）   | 1 |
| ○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業の廃止     | （介護福祉課取扱い）   | 3 |
| ○土地改良区の役員の就退任の届出              | （農地整備課取扱い）   | 3 |
| ○平成24年度自衛官の募集                 | （危機管理防災課取扱い） | 3 |
| ○道路の位置指定                      | （南薩地域振興局取扱い） | 4 |
| ○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止 | （大隅地域振興局取扱い） | 5 |
| 公 告                           |              |   |
| ○大規模小売店舗の新設に関する公告             | （商工政策課取扱い）   | 5 |
| 公 安 委 員 会 告 示                 |              |   |
| ○遊技機の型式の検定の告示                 | （生活環境課取扱い）   | 6 |

## 告 示

## 鹿児島県告示第889号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

平成24年 7 月 31 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 保安林の所在場所  
奄美市名瀬大字朝仁字加勇田605番9，605番44
- 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 指定施業要件
  - 立木の伐採の方法  
ア 主伐は、択伐による。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び奄美市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 鹿児島県告示第890号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助のための医療を担当させる機関及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法

第49条の規定により、同法による医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成24年7月31日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

名 称	所 在 地	指定年月日
高江記念病院	薩摩川内市永利町2504番1	平成24年5月14日
三井調剤薬局内之浦店	肝属郡肝付町北方1907	平成24年5月1日
ハレルヤ歯科室	薩摩川内市水引町3194番地2	平成24年6月12日
結（ゆい）調剤薬局	大島郡和泊町手々知名636番1号	平成24年6月1日
鶴田中央クリニック	薩摩郡さつま町鶴田2686	平成24年5月14日
上村内科・神経内科	薩摩川内市御陵下町30-46	平成24年3月23日
垂水徳洲会病院	垂水市田神字河崎12番地2	平成24年6月1日

### 鹿児島県告示第891号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助のための居宅介護を担当させる機関及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定により、同法による介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成24年7月31日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

居 宅 介 護 事 業 所		指定年月日
名 称	所 在 地	
グループホームとうりんじハウス	霧島市隼人町東郷102番地	平成24年5月28日
浜崎医院	霧島市隼人町東郷90番地	平成24年4月1日
ショートステイまつながの里	霧島市隼人町松永1152番地6	平成24年5月1日
小規模多機能ホーム伝	指宿市十町2386番地3	平成24年5月1日
グループホーム野菊	出水市野田町下名7026番地2	平成24年7月1日
かれん薬局	始良市西餅田1348-4	平成24年6月10日
ハレルヤ歯科室	薩摩川内市水引町3194番地2	平成24年6月12日
訪問看護ステーションいっぼ	出水市昭和町35番5号	平成24年6月15日
垂水徳洲会病院	垂水市田神字河崎12番地2	平成24年6月1日
グループホームうさぎ	霧島市霧島田口193-1	平成24年6月1日
リハビリ型デイサービスサンテきりしま	霧島市国分新町966番地1	平成24年6月1日
株式会社霧島リハウオーク絆訪問看護ステーション	霧島市隼人町姫城三丁目178番地	平成24年5月1日
特別養護老人ホームはるかぜの里	曾於市末吉町二之方3076番地2	平成24年6月26日

### 鹿児島県告示第892号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定により、同法による介護支援給付のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成24年7月31日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

居 宅 介 護 支 援 事 業 所		指定年月日
名 称	所 在 地	

浜崎医院居宅介護支援事業所	霧島市隼人町東郷90番地	平成24年 5 月 1 日
指定居宅介護支援事業所おひさま	霧島市国分向花154番地 1	平成24年 6 月 1 日
居宅介護支援事業所いっぼ	出水市昭和町35番 5 号	平成24年 6 月 15 日

## 鹿児島県告示第893号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により，指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成24年 7 月 31 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		指定介護予防サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
デイサービスセンター日和	薩摩郡さつま町田原707番地46	有限会社空	薩摩郡さつま町田原707番地46	中間 博彦	平成24年 6 月 26 日	介護予防通所介護

## 鹿児島県告示第894号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により，東串良町林田土地改良区の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成24年 7 月 31 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 就任した役員の氏名及び住所  
監事 西中須 修 肝属郡東串良町池之原2752番地2  
(任期 平成23年 4 月 1 日から平成26年 3 月 31 日まで)
- 退任した役員の氏名及び住所  
監事 上野 和郎 肝属郡東串良町池之原2812番地1

## 鹿児島県告示第895号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条，第117条第1項及び第118条の規定により，平成24年度第4次の自衛官の募集について次のとおり告示する。

平成24年 7 月 31 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 募集種目
  - 男子  
自衛官候補生
  - 女子  
自衛官候補生
- 募集期間
  - 男子  
平成24年 8 月 1 日から同年 9 月 7 日まで
  - 女子  
平成24年 8 月 1 日から同年 9 月 7 日まで
- 試験期日
  - 男子筆記試験  
平成24年 9 月 17 日
  - 男子口述試験及び身体検査  
平成24年 9 月 16 日から同月 21 日まで
  - 女子筆記試験  
平成24年 9 月 23 日
  - 女子口述試験及び身体検査  
平成24年 9 月 23 日

## 4 応募年齢

採用予定月の1日現在において18歳以上27歳未満の者

## 5 試験場の位置及び名称

## (1) 男子筆記試験

試験場の位置	試験場の名称
鹿児島市鴨池新町7番4号	鹿児島県市町村自治会館
南九州市知覧町郡6209番地1	ちらん夢郷館
薩摩川内市若松町9番17号	薩摩川内市農民会館
霧島市国分中央一丁目10番2号	第一工業大学
鹿屋市西原三丁目11番2号	海上自衛隊鹿屋航空基地
曾於市大隅町岩川6491番地2	大隅合同庁舎（国）
奄美市名瀬永田町17番3号	鹿児島県大島支庁
西之表市西之表16314番地6	種子島合同庁舎
大島郡徳之島町亀津553番地1	徳之島合同庁舎（国）

## (2) 男子口述試験及び身体検査

試験場の位置	試験場の名称
薩摩川内市冷水町539番地2	陸上自衛隊川内駐屯地
霧島市国分福島二丁目4番14号	陸上自衛隊国分駐屯地
鹿屋市西原三丁目11番2号	海上自衛隊鹿屋航空基地
奄美市名瀬永田町17番3号	鹿児島県大島支庁及び委託病院
西之表市西之表16314番地6	種子島合同庁舎及び委託病院
大島郡徳之島町亀津553番地1	徳之島合同庁舎（国）及び委託病院

## (3) 女子筆記試験

試験場の位置	試験場の名称
薩摩川内市冷水町539番地2	陸上自衛隊川内駐屯地
霧島市国分福島二丁目4番14号	陸上自衛隊国分駐屯地
鹿屋市西原三丁目11番2号	海上自衛隊鹿屋航空基地

## (4) 女子口述試験及び身体検査

試験場の位置	試験場の名称
薩摩川内市冷水町539番地2	陸上自衛隊川内駐屯地
霧島市国分福島二丁目4番14号	陸上自衛隊国分駐屯地
鹿屋市西原三丁目11番2号	海上自衛隊鹿屋航空基地

## 6 応募手続

応募しようとする者は、志願票に所定の事項を記入の上、住所地を管轄する市町村長に提出すること。

なお、志願票は、各市町村において交付する。

## 南薩地域振興局告示第25号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成24年7月31日

南薩地域振興局長 小宮路克郎

指定年月日	申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名	関係土地の地名及び地番	道路の幅員	道路の延長
平成24年7月13日	南九州市知覧町郡5255番地 有限会社アイディアルホーム 代表取締役	南九州市知覧町郡字出口17188番4	5.01メートル	33.49メートル

射手園郁男
-------

## 大隅地域振興局告示第22号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

平成24年7月31日

大隅地域振興局長 秋元幸壽

事業所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
自立支援センターおおすみ	肝属郡東串良町池之原1223番地	株式会社ベストサポートおおすみ	肝属郡東串良町池之原1223番地	西元 勇	平成24年8月1日	自立訓練（機能訓練）

## 公 告

## 大規模小売店舗の新設に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の新設について届出があったので、関係書類を平成24年7月31日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び大隅地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成24年7月31日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成24年7月31日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ホームプラザナフコ志布志店  
志布志市志布志町志布志字小堀464番地1 外7筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
  - (1) 大規模小売店舗を設置する者  
株式会社ナフコ 代表取締役 深町勝義  
福岡県北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者  
株式会社ナフコ 代表取締役 深町勝義  
福岡県北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号
- 3 大規模小売店舗の新設をする日  
平成25年3月5日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
4,300平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の位置及び収容台数  
建物北東側 160台
  - (2) 駐輪場の位置及び収容台数  
建物北東側 20台
  - (3) 荷さばき施設の位置及び面積  
建物南西側 138平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

建物南西側 22立方メートル

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

ア 開店時刻 午前7時

イ 閉店時刻 午後9時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前6時30分から午後9時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

1箇所 建物敷地北東側

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前8時から午後3時まで

7 届出年月日

平成24年 7 月 4 日

## 公安委員会告示

### 鹿児島県公安委員会告示第87号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

平成24年 7 月 31 日

鹿児島県公安委員会委員長 山本良樹

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	CR大工の源さんXLA	株式会社三洋物産	2P0602
ぱちんこ遊技機	CRゼブラーマン ゼブラシティの逆襲AS2	マルホン工業株式会社	2P0623
ぱちんこ遊技機	CRゼブラーマン ゼブラシティの逆襲LS2	マルホン工業株式会社	2P0650
ぱちんこ遊技機	CRゼブラーマン ゼブラシティの逆襲LS1	マルホン工業株式会社	2P0653
ぱちんこ遊技機	CRゼブラーマン ゼブラシティの逆襲AS1	マルホン工業株式会社	2P0665
ぱちんこ遊技機	CR笑ッせえるすまん5～欲望の大都会～W	奥村遊機株式会社	2P0682
ぱちんこ遊技機	CRぱちんこ攻殻機動隊M7	株式会社オッケー.	2P0685
回胴式遊技機	パチスロガレイゼロC	株式会社オーイズミ	2S0497
回胴式遊技機	パチスロキンニクマン2S-D	山佐株式会社	2S0595